■土地利用・景観に関する3つの条例が整う

県内では6番目となる「安曇野市屋外広告物条例」が10月1日から施行されることにより、市では合併以降検討してきた「土地利用（豊科地域は線引き制度を廃止した日から条例適用）」「景観形成」のルール作りが整い、全市統一の土地利用・景観制度が本格的にスタートします。

市では全市統一の土地利用・景観制度へ向け「目指すべき土地利用制度」「実現のための制度の詳細化」について、市民アンケートなどを参考に平成18年から検討してきました。土地利用については、市独自の条例として「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」、景観づくりについては「安曇野市景観条例」をそれぞれ定め、平成23年4月から運用しています。

これら3つの条例により、店舗・住宅の建築、改築などを行う場合や、広告看板などを設置する時には所定の手続きが必要になる場合があります。条例の内容や必要な手続きの方法をまとめた冊子やガイドラインを建築住宅課窓口や市ホームページでご覧いただけますのでご利用ください。

問豊科総合支所内建築住宅課 ☎72・3111㈹ FAX72・3569）

条例や計画の概要をまとめた冊子やガイドライン

●3つの条例の概要

条例名	安曇野市の適正な土地利用に関する条例	安曇野市景観条例	安曇野市屋外広告物条例
施行期日	平成23年4月1日	平成23年4月1日	平成24年10月1日
概要	市の土地利用の基本となる計画、開発事業を行う際の手続き等を定め、適正かつ合理的な土地利用を図ります。	宅地造成や住宅の新築、増改築、移転、外観の変更を行う場合、開発許可や建築確認申請を行う前に届出を義務付けることで、市内の景観を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市の実現を目指します。	屋外広告物等の表示方法や設置時の安全の確保、地域の景観との調和を図るための手続きや禁止行為を定め、次世代に誇れる景観づくりを推進します。
まちづくりの方向性を示す計画	安曇野市総合計画 安曇野市都市計画マスタープラン	安曇野市国土利用計画 安曇野市農業振興地域整備計画	
手続や基準を規定する計画	安曇野市土地利用基本計画 特定開発事業の認定指針	安曇野市景観計画	
手続や基準を解説する手引	安曇野市土地利用ガイドライン 安曇野市土地利用ガイドライン〔概要版〕	安曇野市景観づくりガイドライン 安曇野市景観づくりガイドライン住宅版	安曇野市屋外広告物条例のしおり

■おかげさまで5周年　乗り合い公共交通システム「あづみん」

「あづみん」は、平成19年9月の運行開始以来、延べ40万人の皆さまにご利用いただきました。これからも市民の皆さまに愛され続ける公共交通を目指して走り続けます。

もっと身近に「あづみん」を

「あづみん」は、市地域公共交通協議会と市社会福祉協議会、市内タクシー会社4社が共同で運営している乗り合い公共交通システムです。ワゴン11台、セダン3台の合計14台の車両が、土日、祝祭日、年末年始を除く平日の午前8時台から午後4時台まで約1時間間隔で市内を運行しています。

約8割が女性、約6割は70歳以上

1日の平均利用者数は約360人で、昨年行った利用者アンケートによると、利用者の約8割は女性、約6割は70歳以上という結果でした。この数字は以前から変わらず「あづみん」は移動手段がない高齢者の皆さんにとって貴重な交通手段であると言えます。

玄関から玄関をつなぎます

「あづみん」は、電話予約した乗客を原則として自宅前から目的地まで乗り合い車両で送迎します。したがって停留所がなく時刻表もありません。ただ、複数の利用者と相乗りになるため、予定している到着時刻が多少前後します。時間に余裕を持ってご利用ください。

一度の乗り継ぎで市内全域へ

市内5地域の運行エリア内や豊科共通乗り合いエリアと他のエリア間、穂高と明科地域の運行エリア間は1乗車300円で移動できます。共通乗り合いエリアで乗り継ぎをすれば1乗車300円の追加料金で他の地域へも移動することができます。

利用者の満足度向上のために

昨年度から、市社会福祉協議会による受付センターのオペレーターおよび運行会社のドライバーを対象とした「接客マナー研修会」を行っています。これからも利用者の皆さまに気持ち良く乗車していただけるよう努めていきます。

利用者アンケート

昨年12月に行った「あづみん」利用者アンケートの一部を紹介します。

Q．利用目的は

通院と買い物で7割を占めています。金融機関、美容院、知人宅訪問、会合などで利用している少数回答もありました。

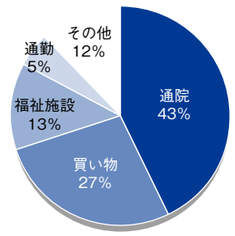

Q．どの程度利用する

ほぼ毎日、週2～3回程度という利用者が多いのは「通院」「買い物」の利用者が多いことと関連していると思われます。

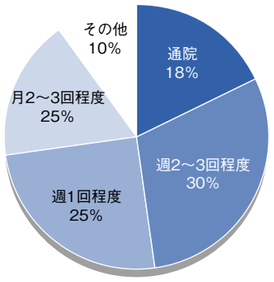

ご利用の前に利用登録が必要

「あづみん」を利用いただくには、あらかじめ利用登録をしていただきます。登録は各総合支所地域支援課の窓口に備え付けてある登録用紙か電話、ファクスなどで、住所・氏名・電話番号などの登録をしてください。登録用紙は市のホームページからもダウンロードできます。登録料・更新料は掛かりません。詳しくは下記へお問い合わせください。

問市社会福祉協議会本所
☎71・1233 FAX73・1114
または市役所安企画政策課
☎71・2000㈹ FAX71・5000